

## 北広島市税条例の一部改正について（法人市民税と軽自動車税の税率改正）

### 1 改正概要について

平成26年3月31日に地方税法が一部改正されたことに伴い、法人市民税法人税割の税率引下げと軽自動車税の税率（税額）引上げを行うものです。

### 2 法人市民税法人税割の税率改正について

項目	説明																			
内容	<p>市町村間の税収の偏りを是正するため、法人市民税法人税割の一部が国税化され、地方交付税の原資となることに伴い、平成26年10月1日から法人市民税法人税割の税率が引下げられるものです。</p> <p>法人市民税法人税割の税率については、地方税法で標準税率（1）と制限税率（2）が定められており、市町村はその範囲内で税率を定めることができます。</p> <p>現行は、制限税率を採用しており、改正後も制限税率を採用するものです。</p>																			
改正案	<p>税率表(法人市民税法人税割)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準税率</td> <td>12.3%</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>制限税率</td> <td>14.7%</td> <td>12.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>改正後も制限税率を採用する理由</p> <p>下表の「影響見込額」のとおり、改正後に標準税率を採用した場合の減収見込額が多額であり、財政に与える影響が大きいことから、改正後においても安定した税収を確保するために12.1%を採用するものです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">影響見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度 法人税割の現年度調定実績</td> <td>421,274千円</td> </tr> <tr> <td>標準税率を採用した場合の減収見込額(減収率約34.0%)</td> <td>143,000千円</td> </tr> <tr> <td>制限税率を採用した場合の減収見込額(減収率約17.7%)</td> <td>74,000千円</td> </tr> <tr> <td>との差額</td> <td>69,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行	改正後	標準税率	12.3%	9.7%	制限税率	14.7%	12.1%	影響見込額		平成25年度 法人税割の現年度調定実績	421,274千円	標準税率を採用した場合の減収見込額(減収率約34.0%)	143,000千円	制限税率を採用した場合の減収見込額(減収率約17.7%)	74,000千円	との差額	69,000千円
区分	現行	改正後																		
標準税率	12.3%	9.7%																		
制限税率	14.7%	12.1%																		
影響見込額																				
平成25年度 法人税割の現年度調定実績	421,274千円																			
標準税率を採用した場合の減収見込額(減収率約34.0%)	143,000千円																			
制限税率を採用した場合の減収見込額(減収率約17.7%)	74,000千円																			
との差額	69,000千円																			
適用時期	平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人市民税から適用（課税年度としては、平成27年度分から影響が出ます。）																			
参考	<p>法人市民税の課税額について</p> <p>法人市民税は、均等割と法人税割の合算額で課税されます。</p> <p>均等割：資本金等の額や従業員数により6万円～360万円まで9区分の税額があります。</p> <p>法人税割：法人税割額 = 法人税額（国税）×税率（現行14.7%） 概略の計算であり、一部省略しています。</p> <p>（1）標準税率：市町村が課税する場合に通常その税率によるべきものとして定められている税率で、財政上その他の必要があるときは、それによらなくてもよいとされています。</p> <p>（2）制限税率：課税する場合にこの税率を超えて課税してはならないと定められている税率です。</p>																			

### 3 軽自動車税の税率（税額）改正について

項目	説明															
内容	<p>軽自動車税について、地方税法で標準税率（１）が定められているものは、改正により平成 27 年 4 月 1 日から税額が上げられます。</p> <p>標準税率が定められていない小型特殊自動車と雪上車については、条例で税額を定めることとなっていますが、他の軽自動車税と均衡を失しないようにしなければならないと地方税法に定められているため、これらについても併せて税額の上げを行うものです。</p>															
改正案	<p>税額表（軽自動車税）</p> <table border="1" data-bbox="357 533 1369 698"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 正 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700 円</td> <td>5,900 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">もっぱら雪上を走行するもの（雪上車）</td> <td>2,400 円</td> <td>3,600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>改正案の税額にする理由</p> <p><u>小型特殊自動車（農耕作業用）</u>      現行で、農耕作業用と税額が同じである原動機付自転車（125cc 以下）が、標準税率の改正により 2,400 円になるため、均衡を図り同額の改正とするものです。</p> <p><u>小型特殊自動車（その他）</u>      標準税率が定められているものの中で相当する区分を考えた場合、フォークリフトやホイールローダ等の作業車が主であることから、「乗用のもの」や「営業用」には相当しないため、「貨物用のもの・自家用」の標準税率の引上げ幅である 1.25 倍との均衡を図り 5,900 円に改正するものです。      「貨物用のもの・自家用」：4,000 円から 5,000 円に改正（1.25 倍）</p> <p><u>もっぱら雪上を走行するもの（雪上車）</u>      現行で、雪上車と税額が同じである二輪の軽自動車（126～250cc）が、標準税率の改正により 3,600 円になるため、均衡を図り同額の改正とするものです。</p> <p><u>その他</u>      全国都市税務協議会の質疑応答の中で、小型特殊自動車等の改正後の税額についての質問があり、総務省が上記 ～ と同様の回答をされ、示された税額も上記のとおりとなっています。      また、改正案の税額にすることにより、約 900 千円の増収を見込むことができます。</p>	区 分		現 行	改 正 案	小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円	その他	4,700 円	5,900 円	もっぱら雪上を走行するもの（雪上車）		2,400 円	3,600 円
区 分		現 行	改 正 案													
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円													
	その他	4,700 円	5,900 円													
もっぱら雪上を走行するもの（雪上車）		2,400 円	3,600 円													
適用時期	平成 27 年度分の軽自動車税から適用															
参考	<p>軽自動車税の課税額について</p> <p>軽自動車税は 4 月 1 日時点で軽自動車等を所有している方に課税され、種類や用途により、現行で 1,000 円～7,200 円まで 14 区分の税額があり、小型特殊自動車と雪上車以外は標準税率を採用しています。</p> <p>（ 1 ）標準税率：市町村が課税する場合に通常その税率によるべきものとして定められている税率で、財政上その他の必要があるときは、それによらなくてもよいとされています。</p>															